



引き継ぎます、家族の心で
見守ります、本人の未来を

つばめ通信

第009号
平成23年4月28日
特定非営利活動法人
NPO成年後見湘南
平塚市高浜台2番13号
発行責任者：比企 明義

もう8年 やっと8年

成年後見制度は、平成11年に国会で民法の改正法などが成立し、平成12年に施行されましたから、今年で誕生後11年となります。認知症や精神障がい、また知的障がいなどで判断能力が衰えると、消費者被害や財産侵害などに会いやすく、また判断能力が無くなると、売買契約や介護サービスの利用契約をすることも出来なくなります。このため、家庭裁判所が、親族等の申立を受けて、『後見人』（程度によっては『補助人』・『保佐人』）を選任し、本人を支援するのが法定後見制度です。

NPO成年後見湘南は、制度成立の1年後、平成13年には、15名の有志が集まり、その母体となった勉強会を立ち上げました。皆、知的障がい者を子や兄弟姉妹に持つ家族で、親亡き後の子の行く末の心配が、その動機でした。ですから、NPO成年後見湘南は、知的障がい者のための成年後見活動を主にしており、健常者の加齢による判断能力の衰え、認知症などを支援する後見活動は、行っていません。（神奈川県知事の法人設立承認は平成15年7月30日でした。）

其の他の特徴としては、家庭裁判所から後見人として受任するのは『特定非営利活動法人であるNPO成年後見湘南』であって『構成

メンバーである個人ではない』、ということが挙げられます。法人は適正な運営を行えば、個人と違って不老不滅である、という信念に基いています。法人は親よりも、被後見人よりも、生き続け、最後まで支援し続けるでしょう。実際の後見活動は、法人から任命された後見担当者が実施しています。

現在は12名の成年被後見人を、裏方も含み20名前後のスタッフが、財産管理、身上監護の一方または両者の支援を行っています。そしてNPO成年後見湘南の活動趣旨に賛成して下さり、私たちスタッフの活動をバックアップして下さるのが、120名に及ぶ会員の皆様です。どうぞ今後とも、知的障がいを持つご本人たちが、幸せな人生を送れるよう、変らぬご支援をお願い申し上げます。

会員の皆様の中で、ご自分の息子や娘の後見人としてNPO成年後見湘南を選んでみようか、と思われる方、また逆に、そういう障がいを持つ人たちの後見担当として社会の役に立ってみたいと思われる方、是非、当法人の事務局にお声を掛けて下さるよう、お願い申し上げます。

NPO成年後見湘南 代表理事 比企 明義

あなたの力を利用者の方たちの見守り活動の一助に！

個人が成年後見人を務めるのと違って、NPO法人が務める場合、NPO法人に在籍している複数のスタッフが後見業務を分担して遂行するので、協力していただける方の希望や都合に合わせて業務を担っていただくことができます。

協力していただける方、成年後見の相談をしたい方は、090-4375-3650 成瀬、あるいは当NPO法人のスタッフまでご連絡ください。



NPO成年後見湘南の片端に座れて

この度、NPO成年後見湘南の仲間に入りました瀬川です。今後ともよろしくお願ひします。

さて、3月11日の巨大地震と悪魔の巨大な口で全てを飲み込んでいくような印象の大津波、映像でしか見ておりませんが、私には強烈なショックでした。今も、目に焼きついております。今年、今後の人生で忘れることは無い、3.11日であり、私の後見人への一歩を踏み出した年でもあります。

私が後見人という名称を知ったのは、今から4年前、会社を辞めデイケアでお年寄りの介護の端くれを担っている頃でした。偶然、事務所の机に置いてあったパンフレットが目につれたのが始まりでした。そこでの好奇心が最初の岐路、その後、私に三回の後見人への岐路があり、その時々を選択において選んだ幸運への糸？を掴んだ結果が、私の今に繋がっていると思っております。

まずは、東大の講習会を受講しようと思った時です。なぜか、東大に？そして、次が、同期生の小林さんの誘いの手に乗る、これが良かった。最後は、NPO成年後見湘南の代表理事の“情熱”と顧問の方々の“愛情ある厳しさ”そして事務局長初め皆さんの“期待しています”の言葉等に会い、私が不安がっている事柄を皆さんが吹っ飛ばしてくれたこ

の雰囲気こそが決め手でした。今は、不安より怖さと充実感で一杯です。第二の人生を市民後見人活動の中に見出そうと決心をし、デイケアを辞め、そのために時間を費やしてきました。何時まで活動できるか分かりませんが、山登りで体力維持し、地域でのボランティアでお年寄りや障害者の方々と接触をし、気力が衰えぬよう心掛けております。何事も“千里の道も一歩から”をモットーに遅々として進みます。そして行く行くは“私の町に法人の後見人制度を”を目指しております。同期生の菊地さん、鈴木さん共々早くひとり立ちが出来るよう頑張りますので、ご指導のほどよろしくお願ひします。

瀬川 義雄

(東京大学主催「市民後見人養成講座」受講生)

☆紹介：

今回ご寄稿いただいた瀬川さんは、市民後見人養成講座の3期生で、養成講座の中の体験活動を、当NPO法人と進和学園で実習されました。その後、当NPO法人のスタッフとして活動されることになりました。



編集後記：

- ◇ NPO法人運営に必要な規格や手順書等の内、平成22年度に定めたものを報告します。
 - ・当NPO法人が主催する各種会議について
 - ・成年被後見人の預貯金 残高簿 書式
- ◇ 私たちの活動が社会に広く知られるようになりました。平成22年度の対外活動を報告します。
 - ・「神奈川県自閉症児者親の会」成年後見制度勉強会で講演(5月28日)
 - ・「平塚市自閉症児者親の会」学習会で講演(7月7日)
 - ・機関紙「ひらつか市民活動センターだより」から取材(8月号掲載)

- ・三鷹市での成年後見制度勉強会で講演(9月25日)
- ・東京大学主催「市民後見人養成講座」受講生の体験活動実習受入れ(10名受入、10月～12月)
- ・「大磯・二宮障害児の親の会」で講演(12月6日)
- ・神奈川県障害者関係団体研修会で講演(3月1日)
- ・社会福祉法人白根学園主催「横浜市障害者施設地域活動支援事業シンポジウム」にパネラーで参加(3月11日)

以上